家庭ごみの分別と正しい出し方

令和６年４月～

保存版

八日市地区

店舗・事業所から出るごみは収集しません



出し方

☆ごみは指定ごみ袋に入れて、「氏名」を書いて出してください。指定袋以外のごみは収集しません。
☆ごみ収集日当日の朝（午前7時30分まで）に決められた集積所に出してください。
☆一度にたくさんのごみが出る場合は、清掃センターへ直接搬入してください。

燃えるごみ

燃えるごみの袋に入れて出してください。

★生ごみ



★ゴム・皮革製品



★リサイクルできない紙類



★草、木類



★発泡スチロール
プラスチック容器
ビニール製品



注意事項
- できるだけ水を切って出してください。

生ごみ処理容器を購入される人には補助金制度があります。　※事前にご相談ください。

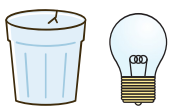
燃えないごみ

燃えないごみの袋に入れて出してください。

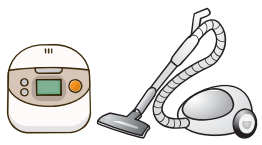
★金属類



★ガラス類



★家電製品
（袋に入るもの）



★陶磁器



注意事項
- 割れたガラスや陶磁器、刃物などは、古紙や古布に包んで袋に「キケン」と書いてから入れてください。

かん

★飲料用のアルミ缶、スチール缶
かんの日に燃えないごみの袋に入れて出してください。

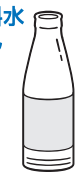


資源びん

★食料品びん



★飲料水びん



★調味料びん



★薬品びん



注意事項
- 必ずキャップを外してきれいに洗ってください。
びん以外のガラスは燃えないごみに出して下さい。

ペットボトル

各ごみ集積所の緑色の回収ネットに出してください。

★ペットボトル



きれいに水洗いして出してください。



キャップとラベルは燃えるごみへ



PET

注意事項
- PET 1 マークのついたボトルが回収の対象になります。
ラベルやキャップがはずせていないものは回収できません。

スプレー缶 ライター

スプレー缶は使い切って、穴をあけてから燃えないごみとして出してください。
ライターは使い切ってから出してください。（プラスチック製のものは燃えるごみ、金属製のものは燃えないごみ）
使い切れないもの、穴をあけられないものは、資源再生推進課または各支所の窓口に持ち込んでください。（一部製品を除く）

★スプレー缶　★ライター



古紙 白色トレイ 紙パック 古着

各自治会指定の場所に、収集日当日の朝（午前７時30分まで）に出してください。

【古紙】
★「新聞・チラシ」、「雑誌、雑がみ」、「段ボール」
- ひもで十字にしばって出してください。



【古着】
★シャツ、ズボンなど
- 燃えるごみの袋に入れてください。



【白色トレイ】
- 表裏ともに白色のトレイに限ります。
色・柄付きトレイは除きます。
- 異物を取り除き、よく洗って乾かしてください。



【紙パック】
- 牛乳、ジュースなどの飲料用（アルミコーティングされていないもの）に限ります。
中を水洗いし、開いてください。



廃食油

回収容器の設置されている以下のガソリンスタンド、市役所森と水政策課、各コミュニティセンターで回収しています。
（株）尾賀亀八日市インター給油所、八日市瓦斯（株）八日市グリーンロード給油店、
（有）トータルショップ・SOS八日市給油所

※食用の植物性油に限ります。

乾電池

市役所新館１階総合案内、各コミュニティセンターに設置している回収箱に入れてください。



蛍光灯

市役所新館１階総合案内に設置している回収箱に入れてください。
（開庁日の午前９時から午後４時30分まで）
家庭で使われていた蛍光灯（直管・丸管）が対象です。

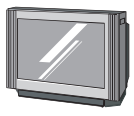
粗大ごみの有料収集

粗大ごみの有料収集を実施しています。
利用される場合は、資源再生推進課まで電話で申し込んでください。

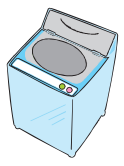
家電リサイクル品

エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を処分するには「リサイクル料金」を支払う必要があります。リサイクル料金は、郵便局で「家電リサイクル券」を購入して支払います。購入した家電リサイクル券は、処分する家電製品と一緒に、引取り先に渡してください。

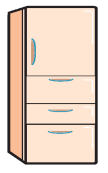
★テレビ



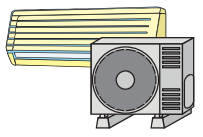
★洗濯機
衣類乾燥機



★冷蔵庫
冷凍庫



★エアコン



使用済み小型家電

市役所本庁および各支所に設置している小型家電回収BOXに入れてください。


タブレット


携帯電話
スマートフォン


携帯・家庭用ゲーム機
（本体・コントローラー）


ワイヤレス
イヤホン


電動シェーバー


電子たばこ


電動歯ブラシ


ノートパソコン

★小型家電回収BOX



清掃センターへ直接ごみを持ち込む場合

一度に多量のごみを処分する場合や粗大ごみ・ガレキを処分される場合は、
各清掃センターへ直接ごみを搬入してください（有料）。

共通事項
- 持ち込む場合は、「搬入許可書」が必要です。
搬入前に資源再生推進課または各支所で申請してください。
- 手数料は重量に応じて各清掃センターで納めてください。

中部清掃組合　日野清掃センター（クリーンわたむき）　☎0748-53-0155

種　類	搬入できるもの	大きさの目安
燃えるごみ	紙類、布類、草、木類など	縦 × 横　50cm 以下
燃える粗大ごみ	布団、ベッド、じゅうたん、木製家具、学習机、ソファー、書棚、障子、波板、畳（20枚/１日）、木製扉など	1.5m×2m×0.8m以下
資源ごみ	新聞、雑誌、段ボール、白色トレイ、紙製容器	

注意事項
- １日に搬入できる量は、最大で燃えるごみは２トン車５台、剪定枝は軽トラック２台、燃える粗大ごみは４トン車１台に相当する分が限度です。
- 草・木類は、土を取り除いてください。
- 生木で枝がなく直径が10cm以下で長さ２m以内にしてあれば搬入可能です。

中部清掃組合　能登川清掃センター　☎0748-42-2294

種　類	搬入できるもの	大きさの目安
燃える粗大ごみ	布団、ベッド、じゅうたん、木製家具、学習机、ソファー、書棚、障子、波板、畳（20枚/１日）、木製扉など	1.5m×2m×0.8m 以下
燃えないごみ	空き缶、ガラス、陶磁器、掃除機、扇風機、炊飯器、照明器具、ビデオデッキなど	指定の燃えないごみ袋に入る大きさ
燃えない粗大ごみ	スチール棚、電子レンジ、自転車、ストーブ、ファンヒーター、健康器具など	1.2m×1m×2m以下
ガレキ類	瓦、壁土、ブロック、レンガ、コンクリート破片など	縦 × 横　20cm 以下

注意事項
- １日に搬入できる量は、最大で２トン車１台もしくは軽トラック４台に相当する分が限度です。
ただし、ガレキ類は軽トラック１台に相当する分が限度です。
- 蛍光灯を搬入する場合は1日10本までです。
- 「燃えないごみ」と「燃えない粗大ごみ」と「燃える粗大ごみ」を一緒に持ち込むときは、あらかじめ分けやすいように積んで持ち込んでください。

定期収集や清掃センターへの持ち込みができないもの

①有毒性物質を含むもの
②著しく悪臭を発するもの
③爆発物など危険性のあるもの
④著しく大きいもの
⑤その他焼却および破砕に支障をきたすおそれのあるもの

注意　産業廃棄物に該当するもの、業務用機器は搬入できません。

具体的には次のようなものです。
- 自動車、バイク、車のタイヤ、バッテリー、廃油
- 劇薬、プロパンガス、ガソリン、シンナーなどおよびこれらが入っている（いた）容器
- 耕運機、田植機、もみ乾燥機、テーラー、コンバイン、トラクターなどの農機具
- 農薬、建築廃材、ボイラー、モーター類、消火器、業務用電化製品
- 動物の死体
- 医療系廃棄物
- 産業廃棄物
- 土砂、石
- 焼却灰



【問合せ先】　東近江市　環境部　資源再生推進課　☎0748-24-5636
(IP)050-5801-5636

ここに書かれていないごみの内容については、「ごみ出しルールブック」か右の二次元コードから「ごみサク」で確認してください。